

個人使用目的で輸入される模倣品の税関における取締り (改正関税法等施行後の状況)

・令和4年10月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、個人で使用する場合であっても、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、輸入できなくなりました。

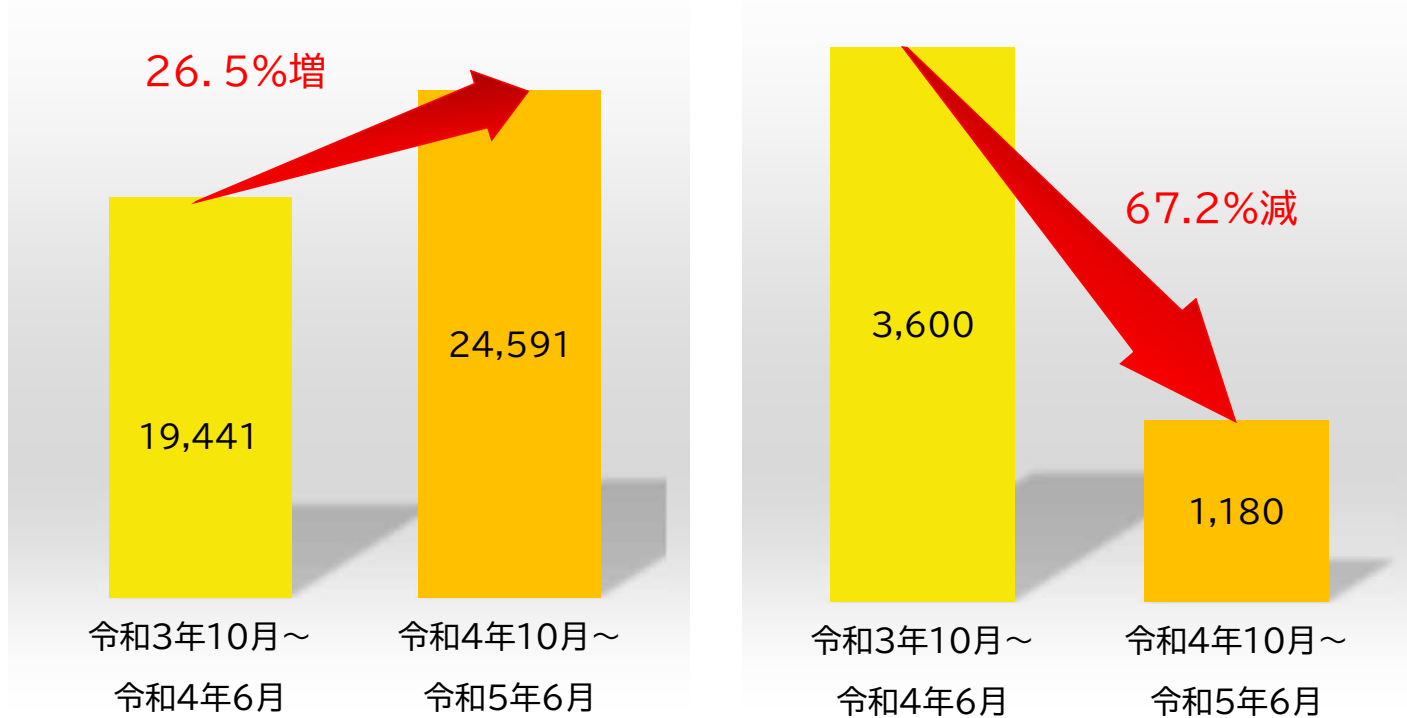
・改正関税法等が施行された令和4年10月から令和5年6月までの間において、模倣品の輸入差止件数は24,591件(前年同期比26.5%増)、争う旨の申出は1,180件(前年同期比67.2%減)となっており、制度改正の効果が現れているものと考えています。

・関税局・税関では、引き続き、制度改正に係る周知・広報を積極的に行っていくとともに、模倣品の厳正な水際取締りに努めてまいります。

模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)の税関における取締状況

輸入差止件数(件)

争う旨の申出(件)



(注1) 文中の件数は、認定を開始した日を基準に計上したものです。なお、報道発表資料「令和5年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況」は、認定手続の結果が確定した日を基準に計上しており、件数の計上時期が異なります。

(注2) 「争う旨の申出」とは、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密侵害品を除く知的財産に係る輸入差止申立てに係る認定手続が執られるときにあって、輸入者が知的財産侵害物品の該否について争う意思を税関に対し書面で示すことです。輸入者から争う旨の申出の提出がない場合には、税関は、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定します。

※文中の件数は、令和5年8月21日時点のものです。

模倣品の水際取締り強化!
令和4年(2022年)10月1日施行

個人使用ならいいんでしょ? せっかくだと買って、お小遣いを貯めて買ったのに... 本物だと思って買ったのに... 息子に勧められて、買っただけなんだけど...

個人で使用する場合であっても、**海外の事業者から送付される模倣品**(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、**輸入できません!!**

FAKE ZERO PROJECT